

平成25年度 築上町の健全化判断比率等

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、前年度決算における財政の健全化を示す4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）並びに公営企業の経営の健全化を示す資金不足比率について、議会への報告と住民への公表が義務づけられました。

4つの健全化判断比率には、早期健全化（自主的かつ計画的にその財政の健全化を図る）基準と財政再生（自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図る）基準が設けられており、一つでも基準を超えた場合は、「財政健全化（財政再生）計画」を作成し、財政の健全化を図らなければなりません。また、資金不足比率においても、経営健全化基準が設けられており、基準を超えた場合は、「経営健全化計画」を作成し、経営の健全化を図らなければなりません。

本町の健全化判断比率及び資金不足比率は下表のとおり、すべて基準を下回りました。

ただし、築上町の財政が厳しい状況であることには変わりなく、これからも行財政改革を徹底して行います。

●健全化判断比率

(単位：%)

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成25年度	— (△19.42)	— (△21.36)	11.6	65.3
早期健全化基準	14.43	19.43	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	35.00	35.0	—

※備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—（該当なし）」で表示し、参考に黒字の比率を（△）で示す。

●資金不足比率

(単位：%)

項目	特定環境保全公共 下水道事業特別会 計	農業集落排水 事業特別会計	公共下水道事業 特別会計	簡易水道事業 特別会計	水道事業会計
平成25年度	— (△9.6)	— (△20.3)	— (△1681.5)	— (△19.3)	— (△68.6)
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

※備考 資金不足額がない会計は、「—（該当なし）」で表示し、参考に資金剰余の比率を（△）示す。